

各務原市体育施設予約方法に関する有識者懇話会設置要綱

(令和7年10月27日決裁)

(設置)

第1条 各務原市体育施設（以下「体育施設」という。）の予約方法を検討するにあたり、客観的又は専門的な見地から有識者の意見を聴取するため、各務原市体育施設予約方法に関する有識者懇話会（以下「懇話会」という。）を置く。

(意見聴取事項)

第2条 懇話会においては、次に掲げる事項について意見を聴取する。

- (1) 体育施設利用団体の優先予約・先行予約に関する事項
- (2) 体育施設のより良い予約方法に関する事項
- (3) その他教育長が特に必要と認める事項

(組織)

第3条 懇話会は、次に掲げる6人以内の構成員をもって組織する。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) スポーツ関係団体の関係者
- (3) 学校教育関係者
- (4) その他教育長が必要と認める者

(会長及び副会長)

第4条 懇話会に会長及び副会長を置く。

- 2 会長及び副会長は、構成員の互選による。
- 3 会長は会務を総理し、懇話会を代表する。
- 4 副会長は会長を補佐し、会長に事故あるときはその職務を代理する。

(会議)

第5条 懇話会の会議（以下「会議」という。）は、必要に応じて会長が招集する。ただし、初回の会議は教育長が招集する。

- 2 会議の進行は、会長が行うものとする。
- 3 会長は、必要があると認めるときは、会議に構成員以外の者の出席を求め、その説明又は意見を聴くことができる。

(謝金)

第6条 会議に出席した構成員には、1回につき6,500円の謝金を支払うものとする。

(守秘義務)

第7条 会議に出席した者は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

(庶務)

第8条 懇話会の庶務は、教育委員会事務局スポーツ課において処理する。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、懇話会の運営に関し必要な事項は、会長が会議に諮って定める。

附 則

この要綱は、決裁の日から施行する。